

コンストラクションマネジメント (CM) 形態のわが国の公共事業の法体系における適応の検証

足利工業大学 正会員 小林康昭

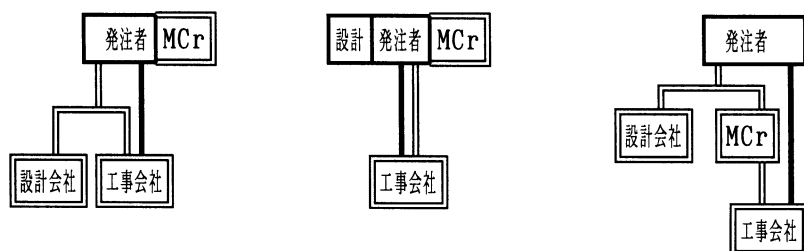
1. はじめに

わが国の公共工事には、多くの法的規制が設けられている。米国で誕生したコンストラクションマネジメント（以下、CM）をわが国の公共工事に適用する場合、様々な法的制約を受け、直接的な導入はできない。そこで現法体系の枠組みの見直しが必要になるが、そのために要する時間と精力は莫大である。本論文では、現法体系の枠組みの中でCMを公共工事に適用する場合を前提に、即効性を重視した方向付けを試みる。

2. CMの形態

米国ではCM形態を多くの文献が取り上げてきたが、体系的にまとめた研究は筆者の知る限り、Haltenhoff, C.E.の提唱をもとに、米国土木学会が1987年に発表した、以下に示す形態分類に限られるようである。

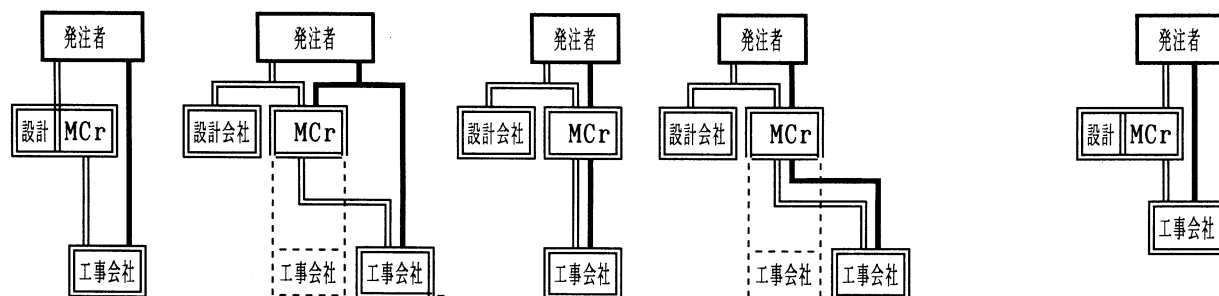
ただし、 発注者  外部者 — 請負契約関係 — 業務指示関係



a. オーナーマネジメント型 b. オーナー設計マネジメント型

(図・1) オーナー型の形態

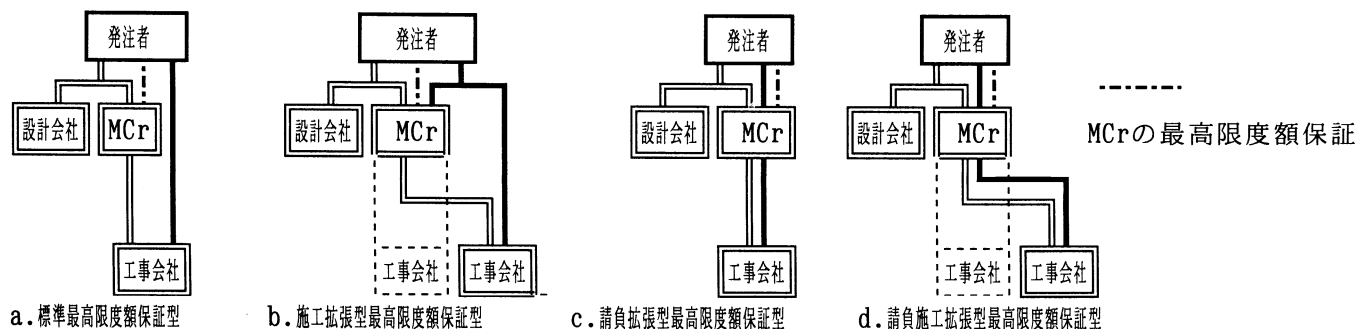
(図・2) エージェント型の基本形態



a. 設計拡張型 b. 施工拡張型 c. 請負拡張型 d. 請負施工拡張型

(図・3) サービス拡張型の形態

(図・4) 設計マネジメント型



a. 標準最高限度額保証型 b. 施工拡張型最高限度額保証型 c. 請負拡張型最高限度額保証型 d. 請負施工拡張型最高限度額保証型

(図・5) 最高限度額保証型の形態

キーワード コンストラクションマネジメント、マネジメントシステム、プロジェクトマネジメント
連絡先（住所 栃木県足利市大前町足利工業大学土木工学科 電話 0284-62-0605 Fax 0284-64-1061）

3. 日本的CMへの修正の方向

(1) CMに対する法規制の枠組み

我が国の公共工事は、財政法、会計法及び予算決算及び会計令（予決令）の枠組みの中で行われている。適用されるCM契約とCMrの存在は、会計法の第29条の11と、予決令の第101条の8を基盤とする。これらの条文における「委託」の意味を、元会計検査院長の中村清氏は「独立して予算や積算の法上の責任を負う契約担当官の代理や補助者としてみることは難しい」と述べている。そして「特に専門的な知識または技能を必要とするなどの理由で、国の職員が監督や検査を行うことが困難であったり、適当でなかったりする場合」に委託するのであり、「監督や検査は、本来国みずから行うべきだという趣旨からして、きわめて例外的な扱いをしているわけで、この委託を一般化することは法の趣旨ではない」としている。ただしCM制度化には、予決令の監督と検査の補助の兼務の禁止（第101条の7）の条項は見直しが必要、と考えられる。その上でCMrは、そのプロジェクトで他の役割（工事請負など）への参加禁止措置を、考慮すべきであろう。このような趣旨の新しい立法措置を行い、業務範囲と、責任、義務、権利、罰則などを明確にした規定の策定が必要である。

(2) マネジメント契約形態の適用性

以上の法規の枠組みから、以下のような原則がなりたつ。

①CMサービス業務の提供と施工の兼務は出来ない。

②CMr(CM実施者)に、管理責任を問わない。

この原則にもとづき、消去法により適用性のあるCMの形態の絞り込みを試みる。

(表・1) マネジメント契約形態の適用性

	マネジメント契約の形態	①	②	適用
G	オーナー型			○
M	エージェンツ型			○
P	設計拡張型			○
な	施工拡張型	×		
し	請負拡張型	×		
	請負施工型	×		
G	オーナー型		×	
M	エージェンツ型		×	
P	設計拡張型		×	
付	施工拡張型	×		
き	請負拡張型	×		
	請負施工型	×		

× 現法規体系で除外される形態

○ 現法規体系で適用性ある形態

①の原則により、最高限度額保証の条件の有無に関わらず、施工拡張型、請負拡張型、請負施工型の、併せて6種類は、運用の対象から除外される。②の原則により、自らが施工を行わないCMrに施工費用の責任を負わせることはできないところから、残る6形態のうち、最高限度額保証付きのオーナー型、エージェンツ型、設計拡張型の3種類が、除外される。我が国の公共工事で、現法規体系に適用性があるCM形態は、(表・1)のようにオーナー型、エージェンツ型、設計拡張型の3種類に絞られる。

(3) CM契約約款の制定

このCMの制度化のため、学会などが各方面の機関の専門家や学識経験者で構成する委員会を設置し、多様性のある標準約款を制定・提言し、推進役を果たすことが望ましい。CMが必要な機関は、その標準約款をベースにして、各々の立場に適応した約款を作成し実施に付すことが望ましい、と考えられる。